

高松市監査委員告示第4号

定期監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年2月20日

高松市監査委員	吉田正己
同	山下稔
同	妻鹿常男
同	西岡章夫

定期監査結果に基づく措置通知について

第1 定期監査で指摘した事項に対する措置内容等

対象部局	財政局契約監理課
措置通知日	平成24年11月21日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
支出負担行為兼支出命令に係る事務処理を適正にすべきもの 高松市会計規則第52条および別表第1第11項ならびに高松市発注簿等財務処理要領第9項では、契約金額が少額である消耗品費、印刷製本費、修繕料等については、発注簿等を添付文書管理票により支出負担行為兼支出命令の添付文書としなければならないと規定しているが、契約監理課の置時計代に係る支出負担行為兼支出命令には、発注簿等が添付されていないので、今後は、これらの規定により適正に事務処理されたい。	支出負担行為兼支出命令に係る適正な事務処理については、平成24年10月10日付け支出負担行為兼支出命令において、発注簿を添付文書管理票により添付文書とし、適正な事務処理に改めた。

対 象 部 局	創造都市推進局文化・観光・スポーツ部観光交流課
措 置 通 知 日	平成24年12月10日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>業務委託契約に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>業務委託契約の受託者から提出された平成22年度塩江インフォメーションセンター運営維持管理業務に係る着手届および完了届は、受託者の押印がされていないにもかかわらず、その受理に係る決裁を受けているので、今後は、受託者に対し、適正な届書を提出するよう指導されたい。</p>	<p>塩江インフォメーションセンター運営維持管理業務に係る着手届および完了届については、受託者に対し、適正な届書を提出するよう指導を徹底し、平成24年度から、受託者の押印を確認した上で、その受理に係る決裁を受けた。</p>
<p>補助金に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>高松市補助金等交付規則第6条では、市長が補助事業等の内容により必要がないと認める場合を除き、申請者は、補助事業等に着手したときおよび当該事業等が完了したときは、直ちに補助事業等着手届および補助事業等完了届を市長に提出しなければならないと規定しているが、第17回高松秋のまつり・仏生山大名行列補助金に係る補助金等交付決定通知書には、必要がないと認める理由がないにもかかわらず、着手届および完了届を提出する交付条件が削除されているので、今後、同様の補助金を交付する場合には、適正に事務処理されたい。</p>	<p>高松秋のまつり・仏生山大名行列に係る補助金の交付については、平成24年度から、着手届および完了届を提出させるよう改めた。</p>
<p>補助金交付に係る着手届の受理決裁を適正にすべきもの</p> <p>補助金交付申請者から提出された補助事業等着手届の受理に係る取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第17項の規定により、専決者（主管課長）までの決裁を受けなければならないが、第17回高松秋のまつり・仏生山大名行列補助金に係る補助事業等着手届は、その受理に係る決裁を受</p>	<p>高松秋のまつり・仏生山大名行列に係る補助金の着手届の受理については、平成24年度から、適正な専決者までの決裁を受けた。</p>

けていないので、今後、補助金交付申請者から補助事業等着手届の提出があった場合には、これらの規定により、適正に事務処理されたい。

対 象 部 局	市民政策局市民やすらぎ課	
措 置 通 知 日	平成24年12月12日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
	<p>公有財産の取得に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>高松市公有財産事務取扱規則第17条では、公有財産を取得した場合は、速やかに公有財産取得処分報告書を財務部長に提出するよう規定し、同規則第18条では、所管に属する公有財産について公有財産台帳を備えるよう規定しているが、平和公園内の調整池側面フェンスについては、公有財産取得処分報告書が提出されておらず、公有財産台帳が整備されていないので、今後は、これらの規定により適正に事務処理されたい。</p>	<p>指摘のあった案件に係る公有財産取得処分報告書については、平成22年度から、財務部長に提出するとともに、適正に公有財産台帳を整備した。</p>

対 象 部 局	上下水道局維持管理課	
措 置 通 知 日	平成24年12月21日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
	<p>業務委託契約に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>高松市上下水道工事業協同組合への委託業務については、仕様書は作成されているものの、見積通知書には、仕様書に含まれているお客さま相談に関する業務や節水対策等推進業務についての記載がなく、これらの業務について見積徴取していないので、今後、同様の契約を締結する場合には、仕様書と見積書の内容に整合を図られたい。</p>	<p>高松市上下水道工事業協同組合への委託業務については、平成24年度から仕様書と見積書の内容が整合するように改めた。</p>

対 象 部 局	環境局南部クリーンセンター	
---------	---------------	--

措置通知日	平成25年1月10日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>見積徴取伺決裁等に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>平成23年2月28日付け高契号外財務部長、会計管理者通知「執行伺、契約事務等の取扱いについて（通知）」により、指名競争入札または随意契約に係る執行伺・指名通知等における規定例が示されているが、南部クリーンセンターの平成24年度南部クリーンセンター祝日等ごみ受入業務委託に係る見積徴取伺決裁では、連帯保証人に関して従前の表記となっているので、今後、同種の伺決裁を起案する場合には、適正な表記を行われたい。</p>	<p>見積徴取伺決裁等に係る事務処理については、平成24年12月4日付けの年末ごみ受入業務委託に係る見積徴取伺決裁から、履行保証について適正に記載することとした。</p>
<p>単価契約に係る執行伺の財政審査を適正にすべきもの</p> <p>高松市文書規程第16条別表第2第3項第12号エでは、委託料については、財政課長およびその指名する職員の審査を受けなければならないと規定し、文書法制事務の手引第2章第2節第7項では、単価契約に係るものは、実施・見積徴取決裁と単価契約締結決裁の両決裁をもって執行伺とする旨規定しているが、平成24年度南部クリーンセンター祝日等搬入に伴う管理運營業務委託事業契約（単価契約）の執行伺のうち、単価契約締結伺決裁は、財政課の審査を受けていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、適正に事務処理されたい。</p>	<p>単価契約に係る執行伺の財政審査については、平成24年12月13日付けの年末ごみ搬入受入業務委託契約（単価契約）の締結に係る決裁から財政課の審査を受け、適正な事務処理に改めた。</p>
<p>業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの</p> <p>平成24年2月1日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な労働条件の確保についての事項を加えなければならないが、平成24年度南部クリーンセンターほか2件廃タイヤ等リ</p>	<p>業務委託契約に係る仕様書については、平成24年12月4日付け、年末ごみ受入業務委託に係る仕様書の作成から、労働関係法規の遵守および適正な労働条件の確保についての事項を加え、適正な仕様書に改めた。</p>

サイクル業務委託契約の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。

対 象 部 局	健康福祉局国保・高齢者医療課
措 置 通 知 日	平成25年1月15日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>公有財産の異動報告を適正にすべきもの</p> <p>高松市公有財産事務取扱規則第21条の規定では、公有財産に異動があった場合は、公有財産異動報告書により、その都度財務部長に報告しなければならないとしているが、女木診療所元看護師宿舎塀等修繕工事に伴い、囲障の形状、寸法等に異動があったにもかかわらず、公有財産異動報告書が提出されておらず、公有財産台帳が修正されていないので、今後は、同条の規定により適正に事務処理されたい。</p>	<p>平成21年度に実施した女木診療所元看護師宿舎塀等修繕工事に伴う公有財産異動報告については、高松市公有財産事務取扱規則第21条の規定により、平成23年3月31日付けで財務部長に公有財産（工作物）処分報告書および取得報告書を提出し、公有財産台帳と現状が一致するよう事務処理をした。</p>
<p>普通財産の貸付けに係る決裁行為等を適正に行うべきもの</p> <p>高松市文書規程第16条および別表第2管財の項第5号では、普通財産の貸付けに係る事案の決裁については、財産活用課長等の審査を受けなければならないと規定しているが、電柱敷地の継続使用承認等の決裁では、その審査を受けていないので、今後、同種の決裁を受ける場合には、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。</p> <p>また、当該決裁に添付されている普通財産借受願には、高松市公有財産事務取扱規則第27条第2項の規定により準用される第26条第2項ただし書の規定により連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず、同決裁には、連帯保証人を立てさせない旨の明記がなく、かつ、同項ただし書に規定する必要があると認められた理由も明記していないので、今後、同種の決裁を受ける場合で、連</p>	<p>普通財産（女木診療所元看護師宿舎敷地内）の電柱敷地の継続使用承認に係る決裁については、高松市文書規程第16条および別表第2管財の項第5号の規定により、平成19年度から財産活用課長等の審査を受け、適正に処理している。</p> <p>また、当該普通財産の貸付けには、高松市公有財産事務取扱規則第27条第2項の規定により準用される第26条第2項ただし書きの規定により、連帯保証人を立てさせないことから、同決裁には、連帯保証人を立てさせない旨および同項ただし書きに規定する必要があると認められた理由を記載した。</p>

帯保証人を立てさせないときは、これらの事項を決裁に記載されたい。

対 象 部 局	環境局環境施設対策課
措 置 通 知 日	平成25年1月16日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>見積徴取伺決裁等に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>平成23年2月28日付け高契号外財務部長，会計管理者通知「執行伺，契約事務等の取扱いについて（通知）」により，指名競争入札または随意契約に係る執行伺・指名通知等における規定例が示されているが，環境施設対策課の平成23年度香川埋立処分地除草清掃業務委託では，連帯保証人に関して従前の表記となっているので，今後，同種の伺決裁を起案する場合には，適正な表記を行われたい。</p>	<p>見積徴取伺決裁等に係る事務処理については，平成23年2月28日付け高契号外財務部長，会計管理者通知「執行伺，契約事務等の取扱いについて（通知）」の規定に基づき，見積徴取伺決裁に係る履行保証に関する表記について，適正な事務処理を行った。</p>
<p>緊急工事に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>高松市緊急工事事務処理要領第2条に，「緊急工事」とは，その施行理由に係る事実を緊急工事担当課の職員が確知した日（以下「確知日」という。）から原則3日以内に工事（準備工を含む。）に着手する必要があるものと定義され，また，発注簿等財務処理要領第4項第9号では，1者随意契約による工事にあつては，支出負担行為兼支出命令の起案および回議に当たって，着手前の工事写真に写し込まれた撮影日が確知日から3日以内であることを確認しなければならないが，男木公衆便所浄化槽放流ポンプ取替工事に係る事務処理については，撮影日が確知日から4日後となっており，その理由書も添付されていないものとなっているので，今後，同種の緊急工事を発注する場合には，これらの規定により，適正に事務処理されたい。</p>	<p>緊急工事に係る事務処理については，高松市緊急工事事務処理要領第2条および発注簿等財務処理要領第4条第9号の規定により，着手前の工事写真に写し込まれた撮影日が確知日から3日以内であること（4日以上経過している場合は，決裁者の承認を得た理由書を添付すること）を徹底し，適正な事務処理を行った。</p>

対 象 部 局	環境局西部クリーンセンター	
措 置 通 知 日	平成25年1月21日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
	<p>発注簿等の事務処理を適正にすべきもの</p> <p>発注簿等財務処理要領第6項に規定する発注簿（物品購入用）には、発注日および兼命令処理日を正しく記入しなければならないが、西部クリーンセンターの破碎施設維持管理用消耗品購入代については、見積書に日付の記載がなく、見積徴取日が確認できないものとなっているので、今後、同種の発注を行う場合には、同項の規定により適正に事務処理されたい。</p>	<p>発注簿等財務処理要領第6項に規定する発注簿（物品購入用）による発注に当たっては、見積書の日付を確認した上で見積徴取日欄を記載するとともに、同発注簿を決裁するときも、各欄が見積書の記載内容によって適正に記載されているかを確認するようにした。</p>

対 象 部 局	環境局環境指導課	
措 置 通 知 日	平成25年1月29日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
	<p>見積徴取伺決裁等に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>平成23年2月28日付け高契号外財務部長、会計管理者通知「執行伺、契約事務等の取扱いについて（通知）」により、指名競争入札または随意契約に係る執行伺・指名通知等における規定例が示されているが、環境指導課の平成24年度有害大気汚染物質検査業務委託では、連帯保証人に関して従前の表記となっているので、今後、同種の伺決裁を起案する場合には、適正な表記を行われたい。</p>	<p>見積徴取伺決裁等に係る事務処理については、平成24年11月22日付けの決裁から、連帯保証人に関する表記を適正な表記に改めた。</p>

第2 定期監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

対 象 部 局	財政局契約監理課	
措 置 通 知 日	平成24年11月21日	
	【意見を付された事項】	【措置された内容】
	発注簿等による財務処理について	

発注簿等による財務処理については、高松市会計規則、高松市出納員規則および発注簿等財務処理要領に基づき、適正にこれを行わなければならないが、今年度および前年度の定期監査において、その財務処理が適正に行われていない事例が多数見受けられ、全庁的に事務処理方法が徹底されていないと考えられることから、発注簿等財務処理要領第8項の規定による発注簿等および管理台帳の運用実態の把握・検証を行うとともに、関係職員に対しては、定期的に周知徹底を図るなど、適正な事務処理体制の確立に努められたい。

発注簿等による財務処理のうち、管理台帳の運用実態の把握・検証については、発注簿等による適正な財務処理を担保するため、別途、出納室において、高松市出納員規則第9条第2項の規定に基づき、平成23年度から順次、審査出納員検査を実施しているところである。

また、関係職員に対する周知徹底等については、これまでも職員ポータル「FAQ」に発注簿等財務処理要領を始めとして、管理台帳の様式、処理方法等を掲載し、常時、関係職員が閲覧できる環境を整えるとともに、平成24年9月1日の同要領改正に当たっては、その重要性に鑑み、同年7月20日に、予め関係課の課長補佐等を対象とした説明会を開催したほか、同年8月20日・27日・31日に、それぞれ改正内容の詳細や処理マニュアル等をインフォギャラリーに掲載し、その周知徹底に努めてきたところであり、今後においても、適宜適切に周知することに加え、研修会を開催することなどにより、適正な事務処理体制の確立に努めてまいりたい。

なお、発注簿等のより適正な財務処理を図るため、本市では、同要領第14項の規定に基づく「発注簿等其他局検査」を、本年度以降、定期的実施することとしている。

対 象 部 局	市民政策局市民やすらぎ課	
措 置 通 知 日	平成24年12月12日	
	【意見を付された事項】	【措置された内容】
	<p>補助金等交付申請書および実績報告書について</p> <p>楠墓地管理委員会の補助金等交付申請書に添付されている収支予算書には、各項目に所要額は記載されているものの金額の算出根拠が明らかとなっていないもの、補助事業等実績報告書には、事業内容の一部が確認できないものが見受けられたので、今後は、補助金等交付申請書に添付される収支予算書については、</p>	<p>補助金等交付申請書に添付される収支予算書については、平成23年度から、事業費の積算内容を明らかにすることができる見積書および図面、実績報告書については、事業内容の確認ができる写真等の資料を提出するよう、補助金交付申請者を指導することとした。</p>

補助対象事業費の積算内容を明らかにするとともに、補助事業等実績報告書については、写真の提出を求めするなど、事業内容の確認ができる資料を添付するよう補助金交付申請者を指導されたい。	
---	--

対象部課等	健康福祉局国保・高齢者医療課
措置通知日	平成25年1月15日
【意見を付された事項】	【措置された内容】
<p>出納員等の身分証について</p> <p>高松市出納員規則第3条第4項および第10条では、出納員等は、常に証票（身分証）を携帯することと規定しているが、今回、証票の携帯状況について、実地監査した結果、監査対象施設で証票を携帯している分任出納員および出納補助員は、いなかった。</p> <p>証票の発行事務については、監査時点で所管部局が確定していなかったが、その後、総務部が所管することになったものの、同事務の執行は、事務事業の簡素・効率化を目標とする新高松市行財政改革計画の趣旨にそぐわないので、同規定に定める取扱いが行財政改革の観点から、実務上、必要かどうかについて、関係部局と協議を行い、同規則の改正も含めて検討されたい。</p>	<p>出納員等の身分証については、高松市出納員規則第3条第4項（当時）および第10条の規定に基づき、平成16年から、証票を必携するようになった。</p> <p>また、証票の発行事務については、関係規則等に基づいて総務局人事課に依頼している。</p>